

募集

「介護予防」は早いうちから シニア向け運動教室に参加しませんか

運動機能やお口の機能を維持・向上させて、介護や認知症を予防するための方法について学べます。

時・場・内下表のとおり

対運動に支障がなく、会場まで通うことのできる65歳以上の人

※介護保険の認定者、事業対象者登録者は対象外

注▶参加できる教室は、1人1回です（年度内）▶定員を超えた場合、昨年度参加していない人を優先し抽選します▶健康状態のアンケートの結果、参加をお断りする場合があります

申・問7月15日(木)までに参加したい教室を、地域包括ケア推進課☎983・2759

とき	ところ	内容（主な効果※）	定員
9月1日～11月17日毎週火曜日午後 ※9月22日、11月3日は祝日のため休会	北上文化プラザ2階 研修室2	脳がイキイキするような教室です。脳の活性化を図る体操やプログラムを行い、脳の機能が低下しやすい部分を鍛えます。（脳）	10人
9月3日～11月19日毎週木曜日午後 ※10月29日、11月5日は休会	社会福祉会館4階 大会議室	表情、体型、ダブルで美しくなる方法を学びませんか。体操、口の機能アップの体操など盛りだくさんのお得な講座です。（体・口）	10人

※体…体操、脳…脳のトレーニング、口…口の健康

情報

お互いの思いやりで騒音のない快適な生活環境に 生活騒音に気をつけましょう

私たちは日常生活を送るうえで、様々な生活音を出していますが、生活する上で避けられない音、自分にとっては楽しく快適な音が、他人にとっては不快でうるさい音として受け取られることがあります。

生活騒音問題を生じさせないためには、日常生活における騒音防止の配慮、モラル、マナーの向上を図ることが必要です。また、同時に、日頃から隣人間の交流を図り、隣人にとって好ましくない音として受け止められないような良好な近隣関係を築き上げておくことが必要です。

窓を開けることが多いこの季節、もう一度自分の生活を見直してみてください。

■生活騒音に関する規制

法律や条例による規制基準がありません。日常生活を営む上で発生する音に対して規制基準を設定することは、必要以上に個人の行動を制限することにつながる可能性があるためです。

一方、工場、事業場などから事業活動により発生する騒音・振動については規制基準がありますので、騒音などにお困りの人は、環境政策課までご相談ください。

■生活騒音の種類

音響機器：ピアノ、ギター、楽器、テレビ、ステレオ、ホームカラオケなど

家庭用機器：洗濯機、冷蔵庫、掃除機など

住宅設備・構造：ドアの開閉音、エアコンの室外機など

その他：犬・猫などペットの鳴き声、人の話し声、飛び跳ねる音、車、バイクのアイドリング音など

■生活騒音トラブルを防ぐ5つの気配り

①時間帯に配慮する

②音がもれない工夫をする

③音を小さくする工夫をする

④音の小さい機器を選ぶ

⑤近所とのお付き合いを大切に

問環境政策課☎983・2646

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用（記載なしは無料）・対対象・

定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み（記載なしは不要）・問問合せ

情報

家庭での保育が困難なときは、病気のお子さんを預けることができます
病児・病後児の保育サービスをご利用ください

子どもが病気で家庭での保育が難しい場合は、ご利用ください。なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、当面の間、病名不明の発熱等の場合には、利用を控えていただくことがあります。

☎子ども保育課 ☎ 983・2611

●病後児保育

申込み	恵明保育園 ☎975・1940	まりあ保育園 ☎939・5353
定員	3人	3人
対象	満1歳～おおむね10歳未満で以下のすべてに該当する子 ①病気の回復期であり、まだ集団保育(保育園・幼稚園・学校など)が適さない子 ②医師が病後児保育の対象として認めた子 ③保護者が勤務や出産・病気・冠婚葬祭などで家庭での保育が困難な子	
利用料	市民と市内の認可保育園に通園の園児は無料 ※給食あり。食費・リネン代の実費 1日350円	
利用方法	前日までに予約	

●病児保育

申込み	光ヶ丘小児科 ☎987・2200	函南平出クリニック ☎978・1366
定員	9人	6人
対象	満6カ月～おおむね10歳未満で以下のすべてに該当する子 ①病氣中(発熱、感冒、扁桃炎、気管支炎、嘔吐下痢症、中耳炎、結膜炎、とびひ、突発性発疹、水痘、インフルエンザ、骨折、肺炎、おたふく風邪など)の子 ②保護者が勤務や出産・病気・冠婚葬祭などで家庭での保育が困難である子	
利用料	市民と市内の認可保育園に通園している園児は無料 ※そのほかの児童は1日2,000円	
利用方法	事前登録の後、前日までに予約	

情報

接種費用を助成します
里帰り先等（静岡県外）での定期予防接種

市では、里帰り出産や、病気による長期入院などの理由により静岡県外で予防接種を希望される場合には、予防接種費の助成をしています。(一旦、予防接種費用の全額を立て替え払いいただいた後、1年以内の申請によって限度額内までの交付になります)また、里帰り先で定期予防接種を行い、万が一健康被害が起きた場合の救済措置は市が行います。

☑市内に住民票を有し、以下のいずれかに該当する人

- ①里帰り出産などやむを得ない理由により静岡県外に滞在し、市内で予防接種ができない人
※令和2年4月2日以降に出産した人に限る
- ②疾病などで県外の医療機関で接種することが望ましい人
- ③ドメスティックバイオレンスまたは児童虐待の行為から逃れるため、静岡県外に事実上居住している人
- ④静岡県外の福祉施設に入所している人
- ⑤その他市長がやむを得ない特別な理由があると認めた人

助成対象の予防接種 予防接種法に定められている定期予防接種(母子健康手帳にある予防接種)

助成金額 接種にかかった費用

※ただし、市が定める定期予防接種委託料の金額が上限となります。

助成方法 予防接種を受ける前に保健センター(健康づくり課)に予防接種実施依頼書の交付申請をして下さい。詳細は、市ホームページをご確認ください。

その他 接種は、予防接種法に基づく定期の予防接種になります。ワクチンの接種によって重篤な副作用が発生した場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済制度の対象になります。

☎健康づくり課 ☎ 973・3700



◀市ホームページ
はこちら